

京都市告示第279号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和元年8月9日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区東九条西明田町 12番の一部, 15番, 16番2, 17番9,
17番10, 17番11

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物, シアン化合物, 水銀及びその化合物, セレン及びその化合物,
鉛及びその化合物, ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区東九条西明田町 12番の一部, 15番の一部, 16番2の一部,
17番9, 17番10, 17番11

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)